平成２１年（フ）第９６２７号
東京都足立区島根３丁目24―17―103
破産者　山崎　昌利
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６７３号
東京都葛飾区西新小岩２丁目１―１―902
破産者　松島　聖子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７１２号
東京都練馬区春日町５丁目24―16
破産者　諏訪　明美（旧姓荘埜）
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７１４号
東京都港区芝浦３丁目６―13―301
破産者　玉垣　祥文
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７１６号
長野県諏訪市大字中洲3884―212
破産者　塚田　孝志
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７１７号
東京都立川市一番町６丁目８―１―51―306
破産者　和田　　淳
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７１９号
愛知県瀬戸市窯町296
破産者　加藤　卓也
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７２１号
埼玉県さいたま市南区辻４丁目16―７―６―102
破産者　杉山　孝自
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７２２号
東京都練馬区平和台２丁目34―１―403
破産者　井関　信介
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７２３号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢721―３
破産者　渡部　智弘
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７４９号
北海道函館市白鳥町21―25
破産者　板倉　智子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７８０号
埼玉県草加市谷塚町1405―11
破産者　久米　幹史
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８０３号
千葉県松戸市上矢切1110―Ⅱ―104
破産者　西山　　豊
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８４３号
東京都足立区南花畑４丁目31―５―206、開始決定時の住所東京都足立区保木間１丁目31―８―102
破産者　岩下千恵子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８５４号
東京都世田谷区深沢５丁目５―19―203
破産者　山本　好和
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８７７号
静岡県駿東郡小山町一色306―２―109、開始決定時の住所静岡県御殿場市増田169―17―206
破産者　柴田　雅由
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９８３号
東京都世田谷区三宿２丁目27―42
破産者　藤田　紀子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００１６号
東京都荒川区荒川３丁目29―１―103
破産者　小野　菊子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００１００号
茨城県神栖市神栖２丁目13―８―206
破産者　バスコンセロス　アウバロ　ビエラ
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１０１号
茨城県神栖市日川4463―４
破産者　バスコンセロス　ジエゴ　ドスサントス
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１２４号
東京都練馬区上石神井４丁目21―２―212
破産者　井戸川和明
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１８４９号
千葉県千葉市稲毛区稲毛町５丁目243―１　モンターナ弐番館103
破産者　大須賀友恵（旧姓梅津）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部